

琉球大学学術リポジトリ

社会史の可能性について（一） 若尾祐司『ドイツ
奉公人の社会史－近代家族の成立－』によせて

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2011-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 波平, 恒男, Namihira, Tsuneo メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/18731

社会史の可能性について(一)

——若尾祐司『ドイツ奉公人の社会史——近代家族の成立——』*によせて——

目次

- 一 戦後歴史学と社会史研究
- 二 「全き家」と家父長支配
- 三 近代市民家族
- 四 欧米の社会史研究(以上、本号)
- 五 近代と家父長支配の概念
- 六 社会史の可能性について

波平恒男

一 戦後歴史学と社会史研究

欧米やわが国の歴史学界において、旧来の支配的な立場に対抗して登場し、近年ますますその影響を強めつつある二つの新しい潮流が存在する。一つは、第三世界生まれのマルクス主義の一変種たる「従属理論」であり、いま一つは、さしあたり「社会史」研究の名の下に総称しうるような諸研究である。この二つ潮流は、ともに従来の支配的な歴史学の在り方に対する明確な対抗意識をもって登場してきたという点を別とすれば、それといった際立った共通点を有しているわけではない。むしろ目立つのは、その基本的な志向性における相違点の方である。

「従属理論」は、周知のように、マルクス主義の第三世界派とも呼ぶべき立場であり、近代におけるヨーロッパと非ヨーロッパ(第三世界)の関係という視点からヨーロッパ近代を相対化し、もって従来のヨーロッパ中心の歴史観の修正を行うという基本的志向性につらぬかれている。その意味では、従来の歴史学と同じくグラント・セオリーの次元にとどまりながら、第三世界の立場から新たな近代世界史の観念を追求しているといえることができる。それに対して、第二の「社会史」研究の潮流は、グラント・セオリーの次元から民衆の日常生活やその心性のレベル、すなわち人口の圧倒的部分を占めながらも歴史の表舞台に登場してくることのない庶民の実生活の具体的な在り方や、あるいはその人生や死の観念といった歴史のよりミクロの次元への沈潜を特徴としている。さらには、イギリスやフランスなどの先進国の歴史学がこの方面における研究をリードしているのも、第三世界生まれの従属理論とは好対照をなしているといえよう。⁽¹⁾

以下においては、従来の歴史学の在り方に対する批判意識を共有しつつ登場しながらも、右に述べたような相違点や対照性を示している「従属理論」と「社会史」研究という二つの潮流のうち、後者の「社会史」研究のアプローチを取り上げて、それが有する理論的可能性について少しばかり試験的考察を加えてみたいと思う。その際、立論の直接的な手掛かりとして、この程公刊された若尾祐司著『ドイツ奉公人の社会史——近代家族の成立——』（一九八六年、みすず書房刊）を利用したい。その理由は、本書がわが国の「戦後歴史学」の旧き、良き、伝統である学問の批判的精神（あるいは批判の科学的精神と言い換えてもよいであろう）を継承しつつ、「社会史」研究の新しい手法を積極的に取り込もうという野心的な試みをなしており、主題のオリジナリティとともに、その総合化の意図において異彩を放った一書となっているからである。

ところで、いま筆者は、若尾氏の研究を「戦後歴史学」の批判的精神と「社会史」研究の新たな手法との総合の試みとしてさしあたり特徴づけておいたが、しかし「戦後歴史学」の概念にせよ、基本的にそれへの批判意識を伴いつつ台頭してきた「社会史」の概念にせよ、必ずしも自明の概念とは言い難いかもれない。そこで前者について、柴田三千雄氏の定義を借りてその大まかな意味内容だけでもここで規定しておく、「戦後歴史学」という用語の下に筆者が意味したのは、「第二次世界大戦直後にその基本的な問題意識と方法をもって登場し、およそ一九六〇年代まで、ある程度の凝集力を保っていたわが国の歴史学の一大潮流をさしている。その最大の特色であり最大の長所は、世界的観点を何よりも優位におこうとする基本姿勢にあり、その点で、最も体系的な世界史理論をもつマルクス主義——とくに戦前の『講座派』の流れをひくもの——が潮流の基調となったが、その周辺には、問題意識を共有する多くの非マルクス主義史学もふくまれていた。その意味では、一種の星雲状態にあった、とみるのが正確であろう。その共通の問題意識というのが、『近代ヨーロッパ』に方

法的・価値的な焦点をむすぶ世界史の観念であつた⁽²⁾。

右の柴田氏の定義にここで若干の補足を行つておくとすれば、マルクス主義とともにわが国の戦後歴史学(あるいは広く戦後社会科学)界に広く受容されたのは、「近代ヨーロッパ」に方法的(そして多分に価値的)な焦点をむすぶ普遍的なモチーフに貫かれたマックス・ウェーバーの諸業績であつた。戦後歴史学のパラダイムが多くの研究者を魅きつけることができたのは、それがマルクスとウェーバーを両立させる程の幅広い基盤の上に構築されていたからに外ならない。以上のような戦後歴史学(社会科学)の基調を形成した潮流を、山之内靖氏は、「マルクス主義の市民社会派」⁽³⁾と呼んでいる。というのも、右の引用に言う戦後歴史学の基本的問題意識とは、端的に言つて、西欧に典型的な模範的に実現したとされる近代「市民社会」の諸原理をわが国においていかに実現するか、という点にあつたからである。いわゆる「封建遺制」の批判的克服という「戦後啓蒙」の重要な一翼を担つたものこそ、ここでいう「戦後歴史学」であつたのである。それはともあれ、このような「講座派」的な問題意識の上に立ち、マルクス主義の諸業績とともに、一見、史的唯物論と対立するかにみえる主意主義的行為論の立場をとるウェーバーの業績をも受容しつつ「近代ヨーロッパ」像をつくりあげ、ひいてはそれに方法的・価値的な焦点をむすぶ世界史の観念を練り上げようとしたところに成立したのが、「戦後歴史学」の基本的あり方であつた。

わが国の戦後歴史学を特徴づけてきたこのような西欧中心主義が、まさにヨーロッパ歴史学——特にドイツ歴史学——をも多かれ少なかれ規定してきたことは改めて言うまでもないであろう。「従属理論」や「社会史」研究が、このような西欧中心主義に彩られた既成のグランド・セオリーに対する明確な批判意識をもって登場してきたことは既に述べた通りである。「社会史」研究に関連してここでひとこと付け加えておけば、たしか

に、従来の歴史学がマルクスやウェーバーの歴史研究に代表されるような普遍的なグラント・セオリーに範をとった社会経済史、国制や実定法の研究としての制度史、歴史の政治的表層における事件史としての政治史等に終始してきた、と言うとすれば、それは明らかに言いすぎであろう。しかし、後述のように、欧米における近年の「社会史」研究がまさに社会的底辺の民衆の日常生活やその心性といった、従来の歴史学においてはともすれば非本質的な次元として後景に退けられ、軽視されてきたレベルにまで降下して、その具体的諸相に学問的解明の光をあててきたことの意義は過小評価すべきではない。

若尾氏の研究は、標題に「ドイツ奉公人の社会史」と掲げるように、「奉公人」という、通常は歴史の表舞台に登場することはなく、それが故にこれまで歴史研究の範囲外に取り残されてきた社会階層（年齢階級）に研究の焦点を当て、かつまたそこから近代史の大きな流れを逆照射しようとするその手法と意図において、まさに「社会史」の新潮流に棹さした研究である。実際、氏自身によっても、「本書の課題は、……『家父長支配からパートナー関係へ』の歴史的基本線を、奉公人論の側面から把握することにある。換言すれば、家父長支配克服の歴史過程というすぐれて政治学的な課題に、社会史的アプローチをもつて迫ろうとするものである」（二三頁）という性格づけが与えられている。しかしながら、本書を一読してそれ以上に強烈な印象として残るのは、従来の歴史学（戦後歴史学）における近代史理解を、民衆心性史的視角から相対化したり再構成するという「社会史」派に固有の意図というよりも、むしろ前述した戦後歴史学の枠組をギリギリの線において救おうとする頑なまでの姿勢である。氏が本書において主たる論敵として想定しているのは、「奉公人」研究を取り残してきた従来の歴史学というよりも、むしろピーター・ラスレット、フィリップ・アリエス、マルチヌ・セガレーヌなどの英、仏系の社会史家たちの方であり、彼（女）等に代表される現代の社会史研究の「過去復帰の

傾向」(二二頁)こそが批判的克服の主なる対象とされているのである。⁽⁴⁾

ところで、歴史の個別的な現象事例をいかに全体(普遍)のなかに位置づけ、あるいはまたより正確な全体(普遍)的理解を練り上げるために、いかにして個別(特殊)のより具体的な知見を手に入れるかは、歴史学の中心的課題そのものである。その際、従来の「社会史」研究の本領は、個別の多様性とその具体的諸相についてわれわれの知見を豊富化することにあつた。若尾氏は、このような「社会史」研究の現状に満足することなく、あくまで「戦後歴史学」に特有の普遍主義を守り抜こうとしているかにみえる。言い換えれば、戦後歴史学の旧き良き伝統であるその批判的精神や啓蒙的意図を保守すべく、批判や啓蒙の理論的立脚点として「近代ヨーロッパ」に方法的・価値的な焦点をむすぶ世界史の観念」を練り上げることに固執しているように思われる。そしてそのために、社会史をはじめとする家族研究の諸分野による個別実証研究によつて蓄積された特殊を踏み台にして、一気に普遍を語ろうとしているかのようである。「近代家族の成立」という本書の副題からしてすでに、以上のような印象に対する直感的例証をなしているであらう。⁽⁵⁾

それでは、「近代家族の成立」の歴史的経緯を明らかにするにあつて、何ゆえ「奉公人の社会史」的研究が重要であるか。若尾氏の答えは、「ひとたび家族の歴史に目を向けるとき、奉公人の存在は無視しえない重要性を帯びてくる。なぜなら、伝統的な『家』の存在に代つて近代家族が形成され、これを基礎に現代の核家族が登場してくる行程は、伝統的農業社会の農業奉公人に代つて家事奉公人が登場し、そしてついには家事奉公人Ⅱ女中も姿を消していくという、奉公人の社会史と表裏一体をなしているからである」(二頁)という一文に簡潔に表明されている。そしてこのような観点から、以下のような本書のテーマが設定されるのである。「本書のテーマは、一八世紀後半からワイマール期にいたるドイツ奉公人という「年齢階級」(Alterklasse)によつて特徴づ

けられる独自の社会集団に注目し、その消滅過程の分析をとおして、『家』から家族への移行の歴史を、裏面から把握することにある」(同)。

本書のオリジナリティは、何よりもまず、まさにここに端的に表明されているモチーフそのものにある。伝統的「家」から近代家族への移行の家族史研究と「奉公人」研究を統合しようとする野心的な問題設定がそれである。周知のように、伝統的な「家」制度からの解放すなわち、近代家族の形成という課題は、かつてのわが国の戦後啓蒙の大きな課題であり、戦後歴史学や社会科学の主要な問題意識の一つであった。若尾氏が西欧における「家」から近代家族への移行を、ミツテラウアーに従って「家父長支配からパートナー関係へ」(二三、二四九五)というテーゼを導きの糸にして理解していこうとするとき、その基本的な認識と問題意識は、かつての戦後歴史学のそれと同質であるといつてよい。⁽⁶⁾しかしながら、本書の議論の舞台となるのは西欧である。いまま少し正確にいうと、「ドイツ奉公人の社会史」的な事例研究をとおして西欧における「近代家族の形成」の歴史過程を明らかにしようとするのが、本書の意図なのである。

してみれば、本書は、野心的な問題設定と裏腹の関係にあるものとして、最終的にその成否を左右するであろう次のような二つの困難な問題を含んでいることになる。一つは、先の引用に述べられているような、近代家族の成立過程の解明にとつて奉公人研究がもつ「裏面性」を、いかに適切に把握し、その自覚を首尾一貫させうるか、ということである。言い換えれば、はたして近代家族の形成という包括的現象を奉公人研究という単一の視角からどれほど解明しうるであろうか、という問題である。そして第二に、その際、「ドイツ」の事例研究を通してどれほど「西欧」という普遍を語りうるか、という問題がある。本書は、近代化におけるドイツの「特殊な道」(Sonderweg)を主張する立場に与しているだけに、これもまた深刻な問題である。

注

* 若尾裕司著『ドイツ奉公人の社会史——近代家族の成立——』一九八六年、みすず書房刊。以下、本書からの引用や参照箇所は、頁数を本文中に組み入れて指示することにした。

(1) 以上の点については、さしあたり、柴田三千雄『近代世界と民衆運動』岩波書店、一九八三年、序論を参照。

(2) 同右、三五頁、注(1)。

(3) 山之内靖『社会科学の現在』未来社、一九八六年、四五頁以下を参照。

(4) それに対して、西ドイツの社会史のみについては、「西欧における社会史の一般的動向(過去復帰志向——筆者)と比較してみると、ナチス体験と伝統史学に対する批判的関心において、今日の西ドイツ社会史は、社会理論と合理的啓蒙への意図により鮮明に裏打ちされているように思われる。フランクフルト学派の批判理論とも絡み合いつつ、日常生活の『人間化』(Humanisierung)への志向が、社会史的問題関心を先導している」(三七頁)と述べられている。

(5) 本書の終章「家父長支配の歴史的位相」は、前章までのドイツの事例研究から、普遍的レベルの記述へと一気に飛翔している。ここでは、「近代への移行期における『家父長支配からパートナー関係へ』という問題を基軸に、家父長支配の歴史的位相を整理」(二四九頁)することが課題とされ、それに基づいて、「今日の西欧社会は、『性的性格』規定の破棄をめざす女性運動により、家父長支配克服の現実的地平にようやく到達した」(二四九頁)との展望が与えられている。しかし、後述するように、この事例研究と普遍的記述との間には、埋められるべき大きな懸隔が依然として残されているように思われる。

(6) 傍証として、川島武宜氏の仕事が本書の一つの導きの糸となっていることを、指摘しうるであろう。本書三〇—一頁注(85)、九二頁注(132)、二六三頁注(21)を参照。

二 「全き家」と家父長支配

若尾氏の仕事は、以上のように、(ドイツにおける)「奉公人」の消滅過程の社会史的研究を通して、(西欧における)伝統的な「家」から近代「家族」への転換を跡づけることをモチーフとしている。このような問題を立て方そのものを内在的に理解するためには、伝統的な「家」の秩序とその社会的位置やそこにおける「奉公人」の地位についてまず簡単に押さえておく必要がある。ここではそのための一助として、人間社会を「市民社会」と「家的社会」に区別してきたアリストテレスからカントにいたる古典的伝統に論及することによって、われわれなりにその概括的なイメージを作り上げておきたい。便宜上、概念史研究で著名なM・リーデルの整理を参照しよう。

「古いヨーロッパの意味における『市民社会』は政治的な伝統概念であり、のみならずそれは政治世界の、つまりそこにおいては『国家』と『社会』がまだ分裂せずむしろ双方が自らのうちで同質的な市民的・政治的社会的統治機構を形成している政治世界の、中心的な根本カテゴリーである。右の統治機構は、家内的・奴隷的労働の、また奴隷制度・農奴制度あるいは賃金制度の、『経済的領域』のうえに立脚し、かつこの領域と一線を描いている。この政治学の古典的伝統においては、かならずしも共同体のすべての住人がキヴィリタスによって優越的地位を与えられているわけではないからである。つまり公的・政治的市民領域の下方にあって、基本的な生計調達のため必要とされる労働を家の私的領域のうちで遂行せねばならないあらゆる種類の非自由人、また一部には、家庭内の仕事場に拘束され同じような『経済的』活動に従事している手工業者、および女性、

彼らはソキエタス・キヴィリスあるいは共和国の一部をなさないのである。彼らはオイコスの、『家的社会』の一部であるがゆえに、彼らにはキヴィリタスが授ける政治的立場が欠如している。『奴隷にはポリスは存在しない』というアリストテレス政治学の原則——これはまた彼の経済学の前提をかたちづけている——は、カントが当時、つまり十八世紀末葉、描いたような家僕・日傭われ労働者としての手工業者についてもやはり妥当する。彼らの生活は、厳密な意味での市民社会の下方において営まれるのであり、市民社会はそういうものとして、彼らによって規定されながらも彼らとのあいだに一線を設けている。そしてこのことが——政治への市民社会の帰属とならんで——古い市民社会の第二の根本的な構造原理を形成する。つまり、経済・家という下方の領域からのおのれの隔絶——ソキエタス・キヴィリスとソキエタス・ドメステイカ *societas domestica* の古典的・政治的対立であつて、この対立はクリスチャン・トマジウス、ヴォルフ、カントにもなおみいだされる通りである。トマジウスは次のようにいつている。『人間社会そのものは、市民的であるか、家的であるかの、いずれかである。家的社会は市民社会の基盤である。というのも、ここで市民社会とは、普遍的統治のもとにあるかぎりでの、多くの家的社会およびそこで生活する人々の統一そのもの、を意味するからである』⁽⁷⁾。

ここで語られているのは、自由市民 (*politai, cives*) を構成員とする政治的公共性の組織化領域としての「市民社会（＝政治的社会）」と、その下で市民＝家長に統率されて営まれる経済の領域としての「家」とを区別する、古典古代に起源し、市場社会の近代的展開をみるに至るまで生き延びた政治学の古典的伝統である。そこに描かれたような古い「家」の制度＝観念は、市場経済の近代的展開と工業化が遅れたドイツでは、一八世紀後半の時代にもまだ多分に生きていた。一七九四年の「プロイセン一般ラント法」の第一部第二条の「市民社会とは、自然あるいは法律、ないしはその双方によって結合されている多くの小さな社会と身分から成立する」

という規定や、同第三条の「夫婦の間や、年長者と子どもたちの間での結びつきが、厳密には家的社会を形成する。しかし雇人も家的社会のうちに含められる」という規定は、われわれが先に見た政治学の古典的伝統の刻印を明瞭にとどめているであろう。第二条で「市民社会」が「身分」という要素によって補われているのは、社会の身分制的編成という封建制的契機の残照であるが、その社会が市場経済社会としてではなく、何よりも政治的社会として現れているのは、第三条に看取されるように「家的社会」が依然として伝統的構成をとつていたからに外ならない。

若尾氏は、このような伝統的な「家的社会」の構造を特徴づけるために、「旧ヨーロッパ家政学の伝統」の研究によつて歴史学に「全き家」の概念を復権させたことで知られるO・ブルンナーを引き合いに出している。ブルンナーのいう「全き家」とは、近世ドイツの「家父の書」にあらわれる、われわれが右に見たような伝統的な「家的社会」を意味する概念である。若尾氏が近代「家族」に先行するものとして想定する伝統的「家」とは、旧ヨーロッパの「家的社会」Ⅱ「全き家」のことにほかならない。

伝統的な「家」Ⅱ「全き家」の特徴は、それが支配と保護の単位であるだけでなく、何よりもまず生産と消費の共同体であり、伝統的社会的基礎的な経済的単位をなしていた点にある。そのようなものとして、「全き家」は、政治的公共性の組織化としての「国家」すなわち、「市民社会」と対抗して、その下方で営まれる家経済Ⅱ家政の領域を形成していたのである。かかる家の内部構造は、家長の権力を軸に、若尾氏が「家父長的支配の三重範式」(五頁)と呼ぶ三つの関係から成り立っている。すなわち、夫(家長)とその妻という男女の関係、家長(及びその妻)とその子供たちという親子関係、それに家長とその従僕という主人と使用人の関係がそれぞれある。これらの三つの関係の複合としての「家」は、家長の権力によつて統一的秩序を付与される。市場社会

が未発達で、基本的に自給自足的な自己完結体としての性格をもつ農政を基礎的な生産単位とする伝統社会においては、「家」は、家長の権力によって統合された共同の労働組織であり、「家」の構成員は生産Ⅱ消費共同体としての「家」への帰属を通じてその生存を保障されたのである。

さて、若尾氏が設定しているような「近代家族の成立」の経緯を説明するという課題に歴史学的に応えていくためには、まず近代以前の家族の歴史の再構成をおこない、さらに近代家族の特質を明らかにするとともに、前者から後者への移行の諸要因を説明していく必要がある。これらの課題のうち、伝統的な家族の形態の歴史の再構成という課題にこれまで大きな成果を残してきたのが、歴史人口学的研究で知られるイギリス社会史派のP・ラスレットやそのグループである。ラスレットたちが教区簿冊その他の資料の調査を通じて明らかにしたところによれば、工業化以前のイギリス（あるいは広く西ヨーロッパ）ではすでに核家族が支配的な家族形態であったこと、結婚は晩婚型であったこと、子供は十代になると奉公人として富農や都市の裕福な家に奉公に出されるのが一般的であったこと、これらの条件により、家族Ⅱ世帯（家計）の規模には工業化以前と以後では大きな変化はなかったということ、等が知られている。⁽⁹⁾

若尾氏は以上のようなラスレットたちの知見を受け入れて、伝統的家族と近代家族との間にはその形態や規模における本質的な差異は存在しないという見解に立ち、両者の違いをそれらの形態や規模という点にはなく、むしろ「奉公人」をその内部に含んでいるか否かという点に見ていく。かくして、伝統的な家Ⅱ「農政」の家長権力の下に包摂された「奉公人」の消滅過程は、「近代家族」の成立の過程と表裏一体の関係にあるとされるのである。このような視角は、はたしてどれほどの射程をもっているであろうか。

まず若尾氏の用いる「奉公人」の概念についてここでひとこと解説することから議論を始めよう。若尾氏が

本書で用いている意味での「奉公人」に一語で対応するようなドイツ語は存在しないが、本書で用いられる「奉公人」とは、さしあたり英語のサーヴァントにあたる概念と考えていただと便利である。従来、わが国の歴史学で「僕卑」の訳語をあたえられてきたゲジンデやディーンストボーテと呼ばれた男女（主として男性）の使用人、さらにはマート（下女）やディーンストメットヒェン（女中）と呼ばれた女性の使用人などが、若尾氏が用いる「奉公人」の概念の中核をなしている。これらの概念で呼ばれた人々を中心に、労働条件や環境という点でそれらと基本的特徴を共有する——地域により、また時代により様々な名称で呼ばれた——「年齢階級」ないし社会階層が、若尾氏が包括的な意味で用いている「奉公人」である。その基本的特徴とは、まず、大抵の場合、世帯をつくる前の未婚の若い男女であるということ、その点で英語のマスターに対応するヘル（主人）雇用主との間には、「独身者と世帯主という社会的地位の懸隔」（一九四頁）があるということであり、さらには、多くの場合、職務内容が不特定で雑役などの労務にも従事し、主人と共同して労務に就く（労働の共同性）、等の条件や特徴を挙げることができる。

若尾氏によれば、ドイツにおいては「一五、六世紀から一九世紀初頭にかけて、領国令（Landesordnung）や奉公人令（Gesindeordnung）あるいは服装令（Kleiderordnung）をとおして、くり返し奉公人の身分規制がなされている。封建的な身分規制のなかでも、奉公人規制は最も目立つ分野の一つであった」（四一頁）。「奉公人諸令における奉公人のようにその関係の包括的な法的規制がおこなわれたグループは、他には存在しない」（同）と言われるほどである。このようなわけで若尾氏はこれまでの「制度史研究の成果」の上に立って、これらの奉公人諸令による「身分規制」の内容の検討から実質的な分析を始めている（第一章、第二章）。

ここでひとこと感想をはさんでおくと、本書の圧巻をなしているのは、時代的变化や地域的差異を視野に入

れた、それら奉公人諸令の綿密な分析である。その微に入り、細に渡った分析が示す執念のような粘着性は、あきらかに人を圧倒するものがある。そして奉公人の身分規制の制度史的、研究に捧げられた部分のポリウムとウェイトは、同じく本書の最も充実した箇所をなす、本来の社会史的研究の視角から奉公人の日常生活史の分析を行った部分(第四章及び五章の一部)に比べて、「奉公人の社会史」と銘打つにはバランスを失してはいまいかという疑念を呼び起こすほどである。

それはともあれ、奉公人の身分規制の制度史的研究における若尾氏の分析視角は一貫している。奉公への強制・半強制を伴った奉公人の借り上げ条件、奉公人雇用の年季や奉公人側の解約条件、奉公人に対する雇用主の懲戒権(及び保護義務)、奉公人雇用における賃金規制、等への一貫した着目がそれである。何ゆえそれらの諸点への注目が肝要であるか。筆者が思うに、若尾氏の答えは、奉公人令におけるそれらの諸点こそが近代的な自由契約による雇用関係との異質性をなしており、奉公人規制をまさに「封建的な身分規制」たらしめているものだからである、ということであろう。若尾氏の叙述の背後には、明らかに、氏なりに理解された近代市民社会の原理が比較の規準として隠されている。

奉公人令は、前述のように、一五・六世紀から一九世紀にかけてドイツの各地で制定され、改廃を重ねていく。それらの奉公人諸令の大まかな特色を見ていくにあたっては、地域的差異と時代的变化という二点が重要なポイントになる。若尾氏の整理に従えば、まず地域的差異については、東エルベのプロイセン地方(ただし王領地を除く)と、西エルベ(とくに西南ドイツ)との違いが重要である。一八世紀半ば頃までについて言うると、東エルベのプロイセン地方では中世末期以来、農場領主制が発達したことから慢性的な労働力不足とが結合して「強制奉公」の制度が形づくられた。領主の農場へその支配下の農民(特に下層農)の子弟を強制・半強

制をもつて優先的に奉公させるシステム（借り上げ優先権、その他）である。若尾氏がある箇所ですべているように、「領外への移動制限と奉公の強制による労働力確保、そして賃金の公定価格による賃金負担の軽減、以上の三点に奉公人令の柱がある」（五九頁）という性格づけが、この地域の特色をなしている。それに対して、農場領主制が発達しなかった西エルベの地方では、基本的に強制奉公は成立せず、奉公人規制はより穏やかなものにとどまった。例えばヘッセンについて氏は言う。「結局ヘッセンには借り上げ優先権や強制奉公は成立しない。そのような形で労働力を確保する貴族の直営農場が存在しなかったからである。ここではもつぱら乞食・浮浪者規制の一環として広義の奉公強制が現れてくる」（六三頁）。結論的に言えば、「その強度はともかく、浮浪者や不精者対策としての広い意味での奉公への強制は、農村と都市、東部と西部にかかわらず一般的に存在した。また、雇主側の利害にもとづく賃金の公定価格制も広く見られた。しかし、『借り上げ優先権』と狭義の強制奉公についていえば、貴族直営地経営に付随するものであり、その労働力需要を権力的に充足する手段であった。それゆえ、エルベ川以西の西ドイツにおいても、農場領主や貴族農場の存在する所にはこの制度の導入が見られた。……しかし、西部のそれは地域的にも限定され、内容的にもはるかに緩やかなものにとどまった」（六五頁）。

歴史的には、「強制奉公から形式的自由奉公へ」というのが、十八世紀末から十九世紀前半にかけての奉公人制度の基本的動向であった。若尾氏はこのような動向を一七九四年のプロイセン一般ラント法の奉公人規定や、一九一〇年のプロイセン王国奉公人令などの分析を通して明らかにしている。改革期のプロイセンでは、世襲隷民制が廃止された同年の一八一〇年に、一般ラント法の「通常の奉公人」規定を内容的に引き継いだ奉公人令が發布されている。しかし、この新しい奉公人令では、強制奉公の制度や雇主たるグーツヘルなどの懲戒権

は廃棄されたり緩和化されることになる。他方、西エルベでは、ナポレオン法典の導入により奉公人制度一般がいったんは廃棄されるが、まもなくプロイセンの一八一〇年奉公人令に範をとった諸令が再び発布される。こうして、一九世紀前半の奉公人制度は「強制奉公から形式的自由奉公へ」の移行という基本的動向を示しはするものの、ドイツにおけるプロイセンの圧倒的な政治的比重もあつて、奉公人制度は一九世紀を通じて温存され、ワイマール期に至るまで生き延ぶことになる。

本書の固有の意義の過半は、以上に要約したような「封建的身分規制」という視角からドイツの農業奉公人の社会的地位を解明し、この底辺に生きた社会階層Ⅱ年齢階級の日常生活の一端をあざやかに描き出すことによつて、わが国のドイツ近代史研究に新領域を開いた点にある。そして残りの一半が、次節で触れる「市民家族」の家事奉公人Ⅱ女中の社会史的研究である。多くの未解明の点を残しているとは言え、このドイツ近代史研究の空白のページに挑んだ先鞭的な意義は、高く評価されねばならない。そしてそれは、単にドイツ史研究の欠落を埋める研究としての意義のみを有しているのではなく、前述のように、奉公人研究の視角から従来の家族史研究を見直すという野心的な試みをも含んでいる。

とは言え、先駆的業績の常として、本書にもまた、全体としての論証の支えるにはデータの不足を感じさせる部分や、不透明な記述が少なからず散見される。それらのうち、ここでは、これまで見てきた若尾氏の農業奉公人論について、本書全体の構成にかかわる基本的な論点に限定して疑念を提起しておきたい。

前節の末尾で触れたように、本書は、ドイツ奉公人の研究を通して西欧における近代家族の成立を解明するというその問題構成からして、近代家族の誕生を説明するにあつたの奉公人研究の射程のいかんという問題と、ドイツという個別(特殊)を通して西欧という普遍を語るこの意味という、相互に関連した二つの問題

を含んでいる。個別と普遍の関係という点については、次節でふれるように、一九世紀を通じた農業奉公人の減少や奉公人の女性への一元化の傾向、とりわけその後半期における市民家族の家事奉公人・女中の雇用という現象が、西欧に普遍的に見られた現象であることが指摘されている(序章二節)。その上で、このような「奉公人動向に係わる一九世紀西欧の普遍的問題と並んで」、ドイツでは「二〇世紀初頭にも膨大な農業奉公人が残っていた。のみならず、伝統的奉公人制度が一九世紀を通じて維持されていた」という、農業奉公人や奉公人制度の解消の遅れということが、「西欧近代化における『ドイツの特殊な道』(deutscher Sonderweg)」という問題」(二六頁)として問われねばならないとされている。さらに終章では、「一九世紀の近代化行程において、奉公人制度の存在は、制度化された家族主義にほかならず、「この制度をささえる家族主義の思想が、家族奉仕を国家奉仕へと連結しつつナチス家族論に継受された」(二四八頁)とさえ、述べられている。

このように、若尾氏においては、中世の「全き家」が「身分的家父長支配」と特徴づけられ、奉公人制度がそれに基礎を置く、ないしはそれを支える「封建的身分規制」として取り扱われ、一九世紀の農業奉公人の存在が精神的にも制度的にもその延長線上にあるものと捉えられている。その際、筆者の疑念は、ドイツでは奉公人の解消や奉公人制度の廃棄が遅れたという事実や、その事実の理解の仕方という点よりも、むしろその廃棄が遅れたとされる「伝統的奉公人制度」やそれに基づく「封建的身分規制」という現象が、ドイツ以外の西欧諸国でも普遍的に存在した現象であろうか、という点にある。その他の西欧諸国でも、一五、六世紀以来、強制奉公や賃金公定規定を含む奉公人令が幾度となく発布され、例えば一八世紀のプロイセンのような絶対主義国家の権力を手段として奉公人の「封建的身分規制」が行われたであろうか。もしそうでないとすれば、そこで問題となっているのは伝統的奉公人制度(むしろ奉公の慣習と言うべきであろう)一般すなわち伝統的な

「家」一般と、そこにおける「家父長支配」との関連ではなく、あくまでドイツの奉公人制度とドイツ的家父長支配との関連ということになるであろう。

もちろん、筆者の疑念は、西欧における「奉公」の慣習や広範な奉公人の存在に向けられているのではない。あるいは伝統的な「家」における「家父長支配」の存在それ自体に向けられているのでもない。むしろ筆者の疑問は、先に示唆したように、本書に見られる「制度史」への偏向に、内容に即してより正確に言えば、「家族」と「世帯」(Ⅱ家計)の異同の不透明さに向けられている。たしかに、法制度(例えばプロイセン一般ラント法)においては、奉公人が「家」のなかに包摂されているが、しかしそうであるからと言って、例えばプロイセンの農場領主制の下における下層農出自の奉公人とその雇主Ⅱ貴族との関係を、単純に「家父長支配」のカテゴリのみで捉えうるであろうか。それは、身分差ないし社会的地位の差や政治権力に基づいた単なる権威主義的雇用関係という側面も小さくなかったのではないか。ちょうど、通常の家事奉公人と並んで、農業経営において労働力を提供する奉公人の雇用契約関係を規制する特別法として一般ラント法の家的社会の法から独立させられた一八一〇年の奉公人令が、依然として古い家的社会の要素を引きずっていたように、逆のことが以前の奉公人令については言えるのではないか。⁽¹⁰⁾

家族と世帯との異同という観点から言い換えれば、そもそも近代家族的成立を語るには、近代家族と伝統的な「家」Ⅱ世帯との違いではなく、前者と伝統的家族との異同を明らかにすることが肝要なのではあるまいか。その場合、伝統的な家族と世帯とを同質なものとして取り扱いうるためには、そこでは婚姻と血縁による固有の家族成員以外の奉公人も、文字通り「家族の一員」として取り扱われていなければならないであろう。⁽¹¹⁾ ドイツにおいては、そのような慣行はどれほど行き渡っていたであろうか。時代的には、何時まで続いたであ

ろうか。農場領主制の下におけるプロイセンの貴族の子供たちと、そこに雇用された下層農出自の奉公人とは、はたして同格に処遇されていたであろうか(日雇いで通いのインストロイテとはどのように違っていったであろうか)。階級的亀裂が深まったとされる一九世紀前半における、すでに農村において少数派となっていたとされる「農民」(中農)家族においてはどうかであったか。「家父長支配」とは、本来、家長と固有の家族成員との関係を指し示す概念ではあるまいか。もしそうだとすれば、下層農の家長の権威は、奉公に出た息子や娘に対してどこまで及んだであろうか。そして後者は自らの家族に対してどのような「家族主義」的態度を取り続けたであろうか。奉公人の包摂が「家」の特徴とされる以上、下層農の伝統的な「家」については定義上ほとんど語りえないとしても、その「伝統的家族」関係についてもそもそも語るに値しないのであろうか。

これらの問題点に応えるためには、恐らく、制度史とは別に、制度の表面には現れてこない奉公の慣習や家族関係の心性のレベル——固有の社会的レベル——へと研究の視座を深下させる必要があるであろう。

注

- (7) Manfred Riedel, *Der Begriff der "Bürgerlichen Gesellschaft" und das Problem seines geschichtlichen Ursprung*, in: *ders, Zwischen Tradition und Revolution*, Stuttgart, 1982, S. 148-9. マンフレッド・リーデル『ヘーゲル法哲学——その成立と構造——』(清水・山本訳、一九七六年、福村出版)一五四—五頁。
- (8) Otto Brunner, *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, 1963, 1974. 石井紫郎他訳『ヨーロッパ——その歴史と精神』岩波書店、一九七四年を参照。
- (9) Peter Laslett, *The World We Have Lost: further explored*, 1983. (川北稔他訳『われら失いし世界』三嶺書房、一九八

六年)、ピーター・ラスレット「家族と世帯への歴史的アプローチ」(『アナル論文選』第二巻『家の歴史社会学』新評論、一九八三年、所収)、E・A・リグレイ『人口と歴史』筑摩書房、一九八二年、等を参照。

(10) 三月前期については、石田雅亮「ドイツ・三月前期の家族法」(『家族史研究編集委員会編』『家族史研究5・特集IIヨーロッパ近代の家族』大月書店、一九八二年、所収)、とくに六六頁を参照。

(11) 例えば、西ヨーロッパに広く存在した奉公(徒弟)の慣習に関する、ギリスの次の叙述を参照。「この風習はすべての社会階級によっておこなわれていたのであり、したがってこの徒弟という役割の品位を落とすものは何もなかった。受け入れられた他人の子どもは、受け入れ先の子どもとともに平等に取り扱われ、子どもたちはまったく同一の作法でその家の家長の権威に従った」。J・R・ギリス『若者』の社会史——ヨーロッパにおける家族と年齢集団の変貌』(北本正章訳、新曜社、一九八五年)、一六頁。

三 近代市民家族

さて、われわれが前節で見たような伝統的な「家」の構造は、一八世紀から一九世紀への歴史の進展のうちに大きく転換する。この構造転換にあたってとりわけ重要な要因となったのが、近代的市場経済の発達、およびそれを促した生産技術や経営形態の変化である。この変化の過程を通じて、経済の重心は家から市場へと決定的に転移される。家は生産の機能を失い、消費の単位へと縮小する。このような経営と家計の分化、職場と家庭の分離に対応して、夫婦と未婚の子供のみからなる「家族」が成立する。「近代家族」の誕生である。この近代家族は、旧い農民家政に代わって歴史の前面に浮かび上がってきた都市の小家族において、さしあたり「市民家族」として成立する。

思想的に言えば、近代社会のこのような構造転換を概念的に把握したのが、ヘーゲルの『法の哲学』(一八二二)である。カントの『人倫の形而上学』(一七九七)の第一部をなす「法論」は、われわれが先に見た政治学(実践哲学)の古典的伝統に従って、国家を「市民社会」として、すなわち政治的公共性の組織化の領域として捉え、それとの対抗において「家的社会」の権利のために独自の一節をあてていた。それに対して、周知のようにヘーゲルの『法の哲学』は、このような旧二分法に代えて、「家族」——「市民社会」——「国家」の三分法に基礎を置くものとなっている。カントの「家的社会」が、依然として「自権者」としての地位を得ることなく、家長の「物権の様相をおびた対人権」⁽¹²⁾の対象とされた「奉公人」を包摂していたのに対して、ヘーゲルの体系では、カントに至る旧ヨーロッパの家族の特徴をなしてきた経済的性格は失われて、かつての「家的社会」は近代的な感情的家族概念によって置き換えられている。かつての「奉公人」は、自立的人格(近代労働者)として、まさに経済社会⇨市場社会として新たに捉え返された「市民社会」の一員として位置づけられ、それに対応して「家族」は、「精神の感ぜられる一体性、すなわち愛をおのれの規定」⁽¹³⁾(一五八節)とする、夫婦と子供からなる情緒的共同体へと縮小している。もちろん、このようなヘーゲルの思想の背景には、中間権力としての封建的諸特権の排除という形で進行する中央国家権力の集権化の過程と、それに対応して脱政治化された「社会」——ヘーゲルが「市民社会」と呼んだ商品交換社会——への経済機能の決定的転移という西欧の歴史的現実が控えていたということも言うまでもない。

若尾氏の言う「市民家族」は、以上のような家⇨家族の社会的地位の変化という歴史的現実を背景として成立する。ヘーゲルは、「市民社会」を「国家」と「家族」の間の差別態として、その中間に近代になって登場してくるものと捉えたが、⁽¹⁴⁾そのようなヘーゲルの意味での近代市民社会の形成を、若尾氏は「市民家族」——氏

はそれを「数的には小数であるが、近代家族の典型となる上層市民」(二一〇頁)の家族としてとらえる——の成立を促した主要な——ほとんど排他的な——歴史的基盤として考えていくのである(第五章)。

とは言え、古い農民政に代わって登場し、一九世紀の進展のうちに量的規模を拡大する「市民家族」も、奉公人雇用(さらには家父長支配)と無縁というわけではなかった。むしろ事情は逆であり、若尾氏の定義に従えば、家事奉公人を雇用する十分に富裕な家族こそが——伝統的農民政や近代的労働者家族に対する——「市民家族」ということになる。氏の奉公人統計の調査によれば、一九世紀を通じて、奉公人の対人口比には大幅な減少がみられるが、その間の人口増加を勘案すればその絶対数における減少はなかったものと推定されている。重要な変化はむしろその内訳にあつて、「農業奉公から家事奉公へ、そして奉公人の女性化という傾向が、一九世紀ドイツの奉公人をめぐる基本動向であつた」(二四七頁)。そしてこの増大する女性の家事奉公人＝女中の雇用が、市民家族の「不動の基準」(二二六頁)をなしていたのである。一九世紀の後半を通じて、女中は有職女性の最大の職業分野であつた。

さらに、家庭と職場(家計と経営)の分離と、妻子を生産労働から解放するだけでなく、女中を数人雇用しうる程の「物質的安定性」とを特徴とする「市民家族」は、家父長支配の要素を免れたものでもなかつた。というのも、そのような物質的安定性および職場と家庭の分離によって、市民家族に特有の男女間の分業が生みだされ、固定化されるからである。若尾氏の叙述では、この分業を妻子の生産労働からの「解放」とする規定と、女性の家事労働への「緊縛」とする二重の規定が与えられているが、このような二重の過程を通して、夫(家長)に対する妻、男性に対する女性の経済的従属と、それに基づく「市民的家父長支配」が貫徹されるのである。

このように伝統的農民家政と同様、近代の市民家族もまた、奉公人雇用をその基本的な特徴としているが、しかし若尾氏によればその雇用関係の在り方には、両者の間に決定的な相違がある。それは、労働の共同性という特徴によって農業奉公人が農民家政の一員と見なされたのに対して、職場と家庭の分離を特徴とする市民家族の下における家事奉公人Ⅱ女中は、もはや家族Ⅱ世帯の一員とは見なされなかったという点にある。近代の自由な契約関係としての後者の雇用関係にあつては、労働の共同性という伝統的家父長支配の基盤はずでに解消しているからである。若尾氏は、市民家族の奉公人Ⅱ女中に対する需要を、直接的な生産労働力ではなく、むしろ近代市民社会の形成とともに成立するとされる「市民的家族理想」に現実性を与えるという目的のうちに見出している。そのような需要に対する家事奉公人Ⅱ女中の実際の充足をまっけてはじめて、市民家族はその家族理想により近づいた生活を現実享受しえたというわけである。

さて、筆者は先に、若尾氏の研究を「戦後歴史学」の伝統の嫡流に棹さず仕事として性格づけた。その理由は、本書の根底にもまた、先に引いた柴田氏の言う『近代ヨーロッパ』に方法的・価値的な焦点をむすぶ世界史の観念」が脈々と息づいているからに外ならない。このことは、本書において、近代ヨーロッパに実現をみた「市民社会」や「近代家族」に対するほとんど手放しの高い評価となつてあらわれている。より正確に言えば、たしかに本書でも、市民家族もまた家父長支配を免れたものではなかったということが指摘されている。しかし、氏の言う「市民的家父長支配」に関して言えば、それは市民家族における家父長支配一般の克服の不十分さとしてのみ捉えられる傾向があり、市民家族が新たな質の家父長支配を作り出すものとしては理解されていない。つまり、市民家族の形成は、ミッテラウアーに従つて氏が設定する「家父長支配からパートナー関係へ」という、家族関係という場面における人間解放の尺度上の前進を示すものとしてのみ把握されている。

それは、他面における後退を伴ったある側面における前進を意味するというよりも、むしろ前進のみを意味するものとして性格づけられているのである。

こうした若尾氏の市民家族に対する高い評価を支えているのが、伝統的な身分制度を廃棄し、かつての「奉公人」たちの自由な人格としての政治的解放をもたらすことになる近代市民社会の原理——道徳経済(moral economy)に対する市場経済や「経営」の原理——へのほとんど無条件ともいえる帰依である。若尾氏は、「自由な商品市場を土台とする市民的家族理想の醜態」に関して、ユンゲル・ハーバーマスの著作から以下の一節を引用しているが、それは本書全体の構成におけるアルキメデスの点をなすほどの重みを付与されている。

「商品所有者たちは、確実な形で自らを自律的なものとして了解し合う。彼らは、国家の指令や管理からの解放度に応じ、利潤を基準に自由に決定し、この点ではだれにも服従の義務を負わず、匿名の、市場に内在すると思われる合理性にもとずき作動する法則のみに従う。これらの法則は、公正な交換というイデオロギー的保证を帯び、暴力を正義によつて克服しようとする。このような、財産処分に基礎づけられ、交換への参加においてある程度実現さえる私人の自律は、この自律を立証せしめなければならない。かくて、市場における所有者の独立性に、家族のなかの人間たちの自画像が照応する。家族のなかの人間たちの、社会的強制から解放されたと思われる親密性こそ、競争で行使される私的自律を真実とする確証である。……市民家族は、自由意思によつて自由な諸個人から設立され、強制なしに維持されると思われる。夫婦の持続的な愛の共同態にもとづくと思われる。教育ある人格をきわだてる、あらゆる諸能力のあの目的自由な発展を保証すると思われる。自由意思、愛の共同態、教育という三つの契機は、人間性(フマニテート)という一つ概念に結合する。そして、この概念こそ人間そのものに固有なるべしとされ、まさしく初めてその絶対的地位を確立する」(二五五—

六頁。

以上により、われわれは今や、若尾氏の本書における「結論」をフォローしうる地点に立ち至ったことになる。いささか長くなるが、氏自身による整理を直接引用しよう。

「市民家族の特質は、理論的にはヘーゲル家族論に最も明確に示されている、家族理想と家父長支配との二律相反並存性にある。この観点から、市民家族における家父長支配の特徴を『全き家』のそれと対照するならば、ほぼつぎのように整理しておくことができよう。

まず第一に、市民家族の存立基盤は、職住分離と物質的安定性にある。これを基盤に、市民家族の人間関係は、労働と支配の社会的再生産領域から切り離された、人間性の領域として理想化される。人間性に志向される家族親密圏の構想により、暴力支配は子供にたいする教育権としてのみ、残存するにすぎない。この市民的家族理想において、家父長支配はそれ自体の否定を要請され、その主観的克服を意図する理念によつて制約される。……市民的家族理想をもつて、家父長支配の主體的克服へと志向される『近代家族の誕生』が画される。

……

第二にしかし、職住分離に伴う性的役割分担により、市民家族の妻子と子供は全面的な経済的従属関係に陥る。市民的家父長支配は、専門化していく職業労働の性差別的独占に立脚する。男性は外に出て働き、『女性は家に属す』が、市民家族の公理である。この役割分担は、『男女両性の自然的規定』として正当化される。なぜなら、市民家族の場合には、労働関係から解除され、これに代わつて家族員相互の性的位置づけが、前面に立ち現れるからである。……

第三に、家族理想と家父長支配という相反的要素が、市民家族においてなにゆえに、並存して『家族イデオ

ロギー』として通用しえたのか、という問題がある。その解答こそ、本書が検討した市民家族の家事奉公人雇にある。すなわち、市民家族の家族生活が、親密な精神的感情的関係として実感されうるためには、妻に委ねられる家事も、精神的感情的なものに限定されなければならない。家事の女性化とともに女性化する家事奉公人Ⅱ女中に、肉体労働としての家事労働を転嫁(し)……肉体的サービス労働から、家族関係が解放されることにより、家族理想に真実味が与えられる。家族労働がなお「快適で単純、美的なもの」たりえない時代において、市民家族圏の外から、これを担い撤去した女中こそ、『家』から家族への軌道の転轍手であった、といえよう」(二五九―六〇頁)。

読まれる如く、右に引いた若尾氏の結論では、市民的な家族「理想」、市民家族の「公理」、市民家族の「イデオロギー」の三点にわたって整理がなされている。そして先の引用ではひとまず省略しておいたが、原文では、第一の家族「理想」について語られたパラグラフの後に、近年の「社会史」研究の動向に対する批判が挿入されている。本稿の以下の考察においては、そこに挿入されたボレミックな一節を議論の糸口として、先に整理された結論を些か批判的に検討してみたい。若尾氏は、「市民的家族理想をもって、家父長支配の主體的克服へと志向される『近代家族』の誕生が画される」という文章に続けて、「この点を確認しておくことがまず重要である」として、次のように言う。

「というのも、序章にも触れたように、このような理解を否定する傾向が、社会史研究のなかにも顕著に存在しているからである。すなわち、要約的にいえば、むしろ労働の共同性に立脚する伝統的農民家政こそが、対等で親密な家族関係を成立せしめ、逆に、労働機能を奪われて孤立化した市民家族の妻や子供は、より強固な家父長的従属関係に縛られる、という見解である。たしかに、市民家族における『母性愛』や『子供時代』

の『発見』は、女性や子供をすぐさま人間として自由にするものではない。特定の役割への定型化により、経済的従属が宿命となることは、疑いない。しかし、同時にこの『発見』こそ、具体的な人間の現実的な自由への道の跳躍台であり、そのための不可避の経過点となることを見落してはならない。『労働動物』からの解放により初めて、『子供の人權』や『母性保護』の問題など、年齢や性をもつて区別される具体的な人權保障の課題が、提出され得るのである。これを無視し、生存のために余儀無くされた労働の共同性を、対等で人間的な関係として理想化するならば、それは完全に幻想にすぎない。そこには、特定の歴史的条件のなかで初めて成立する家族理想を、『古き良き時代』の無差別的労働強制のなかに読み込んでしまう、歴史の錯誤が含まれる(二五九頁)。

先に述べたように、また右の引用が示唆するごとく、若尾氏の研究においては近年の「社会史」派が、主観的な吟味の対象とされることはないが主要な批判の相手として、すなわち隠された論敵として想定されている。しかしながら、ここで正直な感想を述べさせて頂くと、右のような社会史派に対する批判を読んで感じるのには、ややもするとドン・キホーテの「風車との決闘」をさえ想起させるような奇妙な違和感である。それというのも、私見によれば、例えば右の引用で触れられているような社会史派による近代家族に対する批判は、先の氏の整理における家族「理想」に向けられたものではなく、むしろ何よりもまず市民家族の「現実」に、氏のいう「公理」や「イデオロギー」に向けられたものである筈だからである。筆者の理解では、例えば若尾氏が念頭においているアリエスやセガレーヌなどの研究では、対象が「伝統的家族」であれ「近代家族」であれ、研究の主題となっているのはいずれもその「現実」や「心性」であって、その点で視角は首尾一貫しているように思われる。したがって、より正確に言えば、彼(女)等において近代家族が批判の対象とされる場合には、

それは近代家族の「現実」や「心性」が批判されているのである。それに対して、若尾氏が伝統的家族Ⅱ家について語るときには制度的現実¹に比重が置かれ、近代の市民家族について語るときにはその理想²にあまりに重きが置かれているようにみえる。後者が、「家父長支配からパートナー関係へ」という前進的尺度における進歩としてのみ議論の舞台に現れるのは、評価規準の微妙なずれと関連してはいないであろうか。

「社会史」派に対する弁護を、過去復帰志向や過ぎ去りし世界への単なるノスタルジアの表白などと誤解されることのないように、若尾氏自身が準拠しているハーバーマスの社会理論に議論を引き戻してみよう。氏はある箇所³でハーバーマスの「労働」と「相互行為」の間の分析的区別を引き合いに出し、それに研究の導きの糸としての地位を与えているが(三〇一頁)、その視角は必ずしも本書を首尾一貫しているように思えない。というのも、先に見た若尾氏の社会史派批判は、単純な労働一元論⁴に立脚しており、素朴な生産力史観に回帰してしまっているような印象を与えるからである。読まれるごとく、そこでは近代以前の世界は一言で「労働動物」の世界として特徴づけられ、そこにおける相互行為や社会関係の在り方がもった固有の価値の一切はおよそ論ずるに足らないものとされている。しかし、ある社会に生きる人々がどれだけ「労働動物」から解放されるかは、直接的にはハーバーマスのいう「労働」の問題、すなわちその社会の持つ生産力の問題であつて、それ自体としては「相互行為」の次元とは無関係である。後者が関わつてくるとすれば、それは特定の階層ないしカテゴリーの人々(例えば市民家族の女性や子供)のみがその点で特権化されている場合に、何よりもまず社会的分配の問題として浮かび上つてくるであろう。それに対して、筆者の理解では、社会史派の固有の関心はまさにハーバーマスの用語法における「相互行為」の次元、あるいは家族関係を含むアナル派のいう社交関係(sociability)の次元にある。この相互行為の次元において、例えば伝統的「農民政政」における夫や男

性に対する妻や女性の地位は、「市民家族」におけるそれと比べてはたして低かったのか、高かったのかを、彼(女)等は問題にしているのである。むろん、その答えは実証的に示されるべきもので、文化差を無視して論理的に先決されるべき性質のものではないであろう。

しかし、より厳密に言くと、若尾氏の社会史派批判は、「労働動物」論の観点の他に、市民家族の「理想」という観点にも立脚している。そして筆者の疑念は、その際、その理想の契機にあまりに比重が傾きすぎてはいないかという点にある。氏が引用している先の一節においてハーバースマスが語っているのは、主体Ⅱ人格の「自律性」という市民社会の理念Ⅱ仮象が、親密圏としての家族の内部にも反照するということである。しかし、その理念——氏の言う家族理想——もまた、市民社会のそれと同じく大幅に仮象ではなかったか。ちなみにハーバースマスの著作には、先の引用された箇所が続けて、市民家族の「現実」について次のように叙述されている。若尾氏において絶対的地位を与えられている「市民家族」が、現代家族の形成にとって有した意義を相対化する視点を手に入れる上で重要であると思われるので、長さをいとわずに引用しておこう。

「親密領域がみずから形成するこの理念は、ブルジョア自身の意識の中ですら、市民的家族の現実的機能との間に葛藤をひき起こす。なぜなら、市民的社会もそれ以前のいかなる社会におとらず強制下におかれていたのであって、家族もむろんこの強制を免れてはいないからである。家族は資本の増殖過程の中でそれなりに厳格に輪郭づけられた役割を演ずるものである。家族は家系的連関として人的連続性を保証し、そしてこれは物件的には資本の蓄積に存し、そして財産の自由相続の権利に礎をおろしたものである。とりわけ家長は社会の代行者として、自由の外観を保ちつつ社会的に必要な諸要求の厳格な尊守を達成するという困難な媒介の課題に奉仕する。フロイトは、父の権威の内面化というメカニズムを発見した。フロイト学派は、これを社会

心理学的に、家父長的小家族の類型に対応させている。いずれにせよ、市場と自家経営における財産所有者の自立性には、家父長にたいする妻子の従属関係が対応していたのである。前者における私的自律は、後者において権威へと転化し、標榜された個々人の自由意志は幻想に帰する。婚姻の当事者双方の自律的意志表示を建前としている結婚の契約形式も、大幅に擬制であった。まして婚約は、家族が資本の担い手であるかぎり、資本の維持増殖への配慮からは脱却することができなかったのである。これによつて愛の共同体の理念が受ける脅威は、愛と理性的分別（すなわち金銭結婚と身分結婚）の葛藤として、今日にいたるまで文学の主題となつており、それも文学のみの問題ではなくなっている。そして最後に、職業の要求も、ただ自己自身のみを唯一の目的としうる教養の理念とは矛盾していた。……この矛盾は、今日にいたるまで存続している。これが、一方では人格形成と、他方では単なる技能を伝達する養成とをめぐる論争となるのである⁽¹⁶⁾。

ハーバーマスに従つて「労働」と「相互行為」を区別した上で、右の引用を踏まえつつ「市民家族」の意義の相対化の観点を整理すれば、およそ次のようになる。

まず第一に、市民社会の原理については、マルクスの表現すれば、主体Ⅱ人格の自由な商品所有者としての政治的解放が「人間的解放」にみえた、というのは事実としても、近代市民社会もまた現実には支配や強制の契機を免れたものではありえなかつた、ということをまず指摘しておく必要がある。右の引用で言及されている「資本の維持増殖への配慮」や、生産労働からの解放という点における市民家族の妻子の特権化は、このことと関連しているであろう。この二つの契機は、ともに市民家族に新たな質の、家父長支配をもたらず要素となつたのではあるまいか。⁽¹⁷⁾

第二に、自由な商品所有者としての人格の自律という市民社会の理念の家族内部への反照という点について

は、それは市民家族についてだけでなく、労働力、商品、所有者としての労働者階級の家族についても妥当するのではあるまいか。むしろ、女性も生産労働に携わっている場合の「労働者家族」の方が、資本への配慮を余儀なくされ、性別分業が固定化した「市民家族」の場合よりも「家長支配」の傾向が弱く、より「パートナー」的な関係へ傾いていた可能性もあるのではないか。もしそうだとすれば、同じことは旧来の「農民家政」についても妥当するのではあるまいか。⁽¹⁸⁾

第三に、近代家族の誕生にとつては、「家長支配からパートナー関係へ」のフリーズが示唆するように、男女ないしは夫と妻といういわば横の関係よりも、むしろ親子関係のあり方の変化という縦の関係がより重要であったのではないか。そして先の引用に言うように、自由な教養の理念が市民社会の職業教育の要求によって形骸化されたとするなら、それは近代家族のあり方がその要求を子供に媒介する社会化の機関として適格的に機能したからではないのか。⁽¹⁹⁾

結論的に言えば、筆者の疑念は、古い「農民家政」や近代「労働者家族」に比べて、はたして「市民家族」に若尾氏が見出しているほどの高い評価を付与しうるであろうか、という一点に要約することができる。本書では、一九世紀の前半から半ばの時代に古い大家族的農民家政を理想化したリールおよびル・プレイ(?)が「ナチス家族論」と直結させられ、さらにはこれら一九世紀の人物と「同質」の過去復帰志向やノスタルジアが見られるという嫌で近年の——とくに英仏の——社会史研究が批判されているが、率直に言って、とつてつけたような外在的批判の感は否めない。「ナチス家族論」なるものの内実が明らかにされない限り、そのような批判は説得力の大半を失うからだけでなく、周知のように社会科学は、むしろ(ドイツの)「市民家族」の権威主義とナチズムとの関連を主張する、フロイト派の研究をはじめとしてフランクフルト学派の仕事を含む、多

くの権威主義研究の蓄積をもまた残してきているからである。⁽²⁰⁾しかし、ここではそれらの権威主義研究に立ち入るのではなく、議論を本筋に戻すことにしよう。次節では、先に整理した疑問点を念頭におきながら、幾人かの代表的研究者を採りあげて近年の社会史研究の成果を簡単に点描しておきたい。

注

- (12) Immanuel Kant, *Die Metaphisik der Sitten*, Werkausgabe Band VIII, Suhrkamp Verlag, 1978, S.388ff. カント『人倫の形而上学』(加藤・三島訳)『世界の名著32・カント』(中央公論社、所収)、四〇七頁以下を参照。
- (13) G. Wilhelm F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, § 158. ヘーゲル『法の哲学』(藤野・赤澤訳)『世界の名著35・ヘーゲル』(中央公論社)、三八六頁。
- (14) Hegel, a.a.O., § 182 Zusatz. 邦訳、四一四頁。
- (15) Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Luchterhand, 1962, S.63-4. 細谷貞夫訳『公共性の構造転換』未来社、一九七三年、六七頁を参照。ここでの訳文は、本書中の若尾訳を引用してあるが、訳文中の「……と思われる」に対応する *scheinen* は、現実(Reality)に対する仮象(Schein)というニュアンスがあることに留意すべきであろう。
- (16) J. Habermas, a.a.O., S.64-5. 細谷訳前掲書、六八一―九頁。
- (17) 従来、この点を肯定的に主張してきたのが、マルクス主義フェミニズムである。さしあたり、A・クーン/A・ウォルフ編『マルクス主義フェミニズムの挑戦』一九八四年、勁草書房、を参照。さらに、家族法の側面からの研究として、江守五夫「近代市民社会の婚姻と法——資本主義家族研究の理論枠組みのために——」(家族史研究委員会編『家族史研究1・特集II 家族史研究の課題』大月書店、一九八〇年、所収)を参照。
- (18) この論点を主張する一例として、次節でE・ショーターとM・セガレーヌの説を簡単に紹介するが、資本主義と主婦労働

の社会的な価値低下との関連を分析した第一級の仕事としては、I・イリイチの研究をまず参照すべきであろう。I・イリイチ『シャドウ・ワーク』玉野井・栗原訳、岩波現代選書、一九八二年、同『ジェンダー』玉野井芳郎訳、岩波現代選書、一九八四年、さらに、B・ドゥーデン他著『家事労働と資本主義』（丸山真人編訳、岩波書店、一九八六年）を参照。

(19) さしあたり、フィリップ・アリエス『教育』の誕生』（中内・森田編訳、新評論、一九八三年）、イリイチ『脱学校の社会』（東洋他訳、東京創元社）、R・L・シュネル『イデオロギーとしての子ども期——コモン・スクールの再解釈をめぐって——』（叢書・産育と教育の社会史3『生活の時間・空間 学校の時間・空間』、新評論、一九八四年、所収）、等を参照。

(20) W・ライヒ『ファシズムの大衆心理』（平田武靖訳、せりか書房、一九七二年）、E・フロム『自由からの逃走』（日高六郎訳、創元社、一九五一年）、同『権威と家族』（安田一郎訳、青土社、一九七七年）、T・W・アドルノ『権威主義的パーソナリティ』（田中義久他訳、青木書店、一九八〇年）、等を参照。学説史の要領を得た整理として、曾良中清司『権威主義的人間——現代人の心にひそむファシズム——』有斐閣、一九八三年、を参照。

四 欧米の社会史研究

まず、フィリップ・アリエスが、名著『アンシャン・レジーム下の子供と家族生活』⁽²¹⁾において展開している「子供の発見」に関する議論に論及することから始めよう。アリエスは、言うまでもなくアナール学派の「新しい歴史学」、人々の意識の在り方に焦点をあわせるマンタリテ（心性）の歴史学の流れを代表する歴史家である。その伝統にそって、アリエスが右の著作で問題としたのは、家族をめぐる「心性」というテーマである。

そしてそこで提出された最も重要なテーマは、一八世紀の後半になってはじめて、近代的な家族意識、すなわち子供を中心とした私的家族の概念が、ヨーロッパの貴族や市民階級の家族において発見されたということ

ある。若尾氏が、例の「家父長支配からパートナー関係へ」というフレーズが示唆するように、夫と妻という横の関係を中心に「近代家族」の成立を考察しているのに対して、アリエスは、家族内の子供の地位の変化という視点から、すなわち親子関係という縦の関係を軸に「近代家族」の誕生の経緯を見ていく。アリエスによれば、近代家族とは端的に言つて「子供中心」の家族なのである。

最初に確認しておかねばならないことは、アリエスらのアナール学派の歴史家たちが、ル・ブレイの「根幹家族」(famille souche)論のような、アンシャン・レジーム下の農村社会に家父長制的大家族が一般的に存在したとする主張を、実証的に相対化するところから出発しているということである。従来、家族の発展の歴史については、工業化以前の家父長制的大家族から近代的な小家族へと次第に縮小する過程を経てきたものとしばしば説かれてきた。しかし、今日では、家族復原の手法などによって、そのような発展図式はフランスについても必ずしも歴史的事実とは一致しないことが明らかにになっている。ル・ブレイの家族論について言えば、アリエスらはそれを、一九世紀末にフランスの西南部の特定地域に観察された大家族をもつて——一定の政治的意図の下に——工業化以前のフランス家族のモデルとして一般化したものとみなしている。⁽²²⁾

そのようなわけで、アリエスは近代以前の中世の古い家族も、近代のそれと同じく、両親と子供からなる家族をその基本形態としていたものとみる。しかしながら、この古い型の家族と近代家族との間には、その「心性」を中心に多くの際立った違いがある。

「この古い家族は、家産の維持、職業を代々伝えていくこと、男性やとくに女性のばあい孤立しては生存しにくい世界においての日常的な相互扶助、そして危機状況において名誉と生命を防衛することなど、はっきり感知された使命を有していた。だが、この家族は感情教育の機能はもたなかった。といつても、それは愛

情が存在していなかったというのではない。その反対に、ときとしては婚約以来、より一般には結婚ののちに、サンシモン公爵の家庭のばあいにみられるように、共同の生活により創り出され支えられる愛の感情がはつきりと認めることができる。だが（この点が重要なのであるが）夫婦のあいだ、親子のあいだでの感情は、家族の生活にとつても、その均衡のためにも、必要なものとされていたのではなかった。それが増大したとしたら幸いなことである。／感情の交流や社会的なコミュニケーションは家庭の外にあつて、隣人、友人、親方や奉公人、子供と老人、女性や男性から構成されているきわめて濃密かつ熱い『環境』によつて保障されていたのであり、そこで愛情関係をもつことにはたいした拘束もなかったのである。それで結婚生活における感情は薄められていたのだ。⁽²³⁾

このようにアリエスがみる中世の「古い家族」の特質は、まず、それが今日のように、家族成員間の情緒を調整するという機能を持つてはいなかった点にある。そして第二に、それはまた子供の社会化という教育的機能の達成を目的とするものでもなかった。「子供時代」の発見によつて特徴づけられる近代家族と比べると、ここでは子供は「小さな大人」とみなされ、今日のわれわれに特有の子供期や青年期の意識が欠如していた。

「子供期に相当する期間は、『小さな大人』がひとりりで自分の用を足すにはいたらない期間、最も弱い状態で過ごす期間に切りつめられていた。だから身体的に大人と見なされるとすぐに、できる限り早い時期から子供は大人たちと一緒にされ、仕事や遊びを共にしたのである。ごく小さな子供から一挙に若い大人になったのであつて、青年期の諸段階をすこすことなどない。……／価値と知識の伝達、より一般的にいって子供の社会化は、家族によつて保証されていたのでも、監督されていたのでもなかった。子供たちはすぐに両親からひき離され、数世紀間にわたつて教育はそのおかげで子供ないし若い大人が大人たちと混在する徒弟修業によつて

保証されていたといえるのである。子供は大人たちの行うことを手伝いながら、知るべきことを学んでいた⁽²⁴⁾。このようにアリエスによれば、古い家族は教育的機能をほとんど有しなかった。子供の社会化は、むしろ家族の外で、主として徒弟奉公によって行われていた。しかしそれと並んで、アリエスらがソシアビリティと呼ぶ村落共同体や道路共同体などの大小の共同体を中心とした諸種の社交関係の存在も無視されてはならないであろう。今日のわれわれの目から見れば、家族は私生活の領域として閉ざされることなく、いわばこれらのソシアビリティのうちに埋没していた。そして子供はそれらのソシアビリティに直接属し、家族の中でというよりも、それらのソシアビリティのなかで大人へと社会化されたのである。

アリエスによれば、このような古い家族と比べて近代家族の特質は、特有の情緒的感情的機能を発達させた家族の私生活化、家族生活の私事化にある。この家族の心性の変化は非常に緩慢なものであって、具体的にはまず親の子供に対する態度にあらわれた。親子の間で新しい感情が中世の末期以来に形成されはじめ、一七世紀に上層の社会階層に萌芽的に、一八世紀にはこの階層でかなり広範に、新しい親子感情に基礎をおく家族が出現した。この新しい家族の下では、親たちは自分の子供たちにますます大きな配慮を払うようになり、その将来に関心を寄せるようになった。親は徒弟奉公等により子供をはやくから手放すことをしなくなった。それに代わって登場してきたのが、「学校」である。今日では、修業年限の長期化その他によって、学校は子供を家族生活からますます遠ざけるものとなっているが、当時においては事情は逆であった。学校教育の普及は子供を家庭にとどめておくのに役立つたのである。

ともあれ、このような近代家族の形成の過程には、互いに因となり果となつて、それまで家族を取り巻き、子供の社会化の機関ともなつていた様々な社会的交渉関係のネットワークが消滅していく過程が対応している。

一七世紀の家族はまだ大幅に様々な社交関係によつて縦横に貫かれていたが、それ以後、家族は自らをまさに私生活の領域として社会からますます隔離していくことになる。アリエスは、この近代家族の成立と普及の過程を以下のように要約している。

「中世末期から十六世紀・十七世紀にかけて、子供は親にたいしひとつの地位を獲得していった。それは、子供を他人に委託する風習が盛んであつた時代には、熱望してもかなわぬことであつた。このように子供が家庭に戻つたことは大きなできごとであり、中世的家族と一線を画する主要な特徴を、十七世紀の家族に与えているのである。子供は日常生活に欠かせない要素となり、人びとはその教育や就職、将来を思いわずらう。子供はまだ社会機構全体の中軸ではないが、以前と比べてはるかに重要な登場人物になるのである。とはいへ、この十七世紀の家族は近代的家族ではなく、社交に大きな比重を残していることで区別される。家族が存在している所、すなわち『大きな家』の中では、家族は社交関係の中核であり、家長が命令を下す複雑で階層的な小社会の首都なのである。／近代的家族は、反対に、世間から切り離されており、孤立した親子からなる集団として社会に対立している。この集団の全エネルギーは、何らの集合的野心もなく、子供たち、ことに子供たちそれぞれの上昇に費やされるのであり、家族というよりはむしろ子供たちが中心なのである。／こうして中世的家族が十七世紀の家族へ、そして近代的家族へと進化していくといつても、それは長いあいだ、貴族やブルジョワ、富裕な職人、富裕な勤労者に限られていた。十九世紀においてもなお、人口の大部分を占める最も貧しく最も人数の多い層は、中世的家族のような暮らしをしていたのであり、子供たちが親元に留まることはなかつた。家とか『自宅』、家庭といった意識は、こうした人びとには存在していなかつたのである。家の意識は家族意識のもう一つの面である。十八世紀以降今日に至るまで、家族意識はごくわずかの修正しか受けていない。

家族意識は十八世紀の農村ないしは都市のブルジョワジーの中に観察されるようなものとしてとどまったのである。他方、この家族意識は、除々に社会の他の層に拡大されることになろう。……晩婚、不安定な仕事、住宅難、渡り職人たちの移動、伝統的徒弟修業の存続など、ブルジョワ的家族生活の理想形態に行き着くまでの数々の障害が、習俗の変革によって除々に取り除かれていくであろう。この後、家族は、それが貴族階級ならばブルジョワに起源を持つことも忘れ去られてしまうほどに、社会のほぼ全体に拡がったのであった⁽²⁵⁾。

以上のようにアリエスは、近代家族の誕生を家族内における子供の地位の変化をともなつた家族意識の発達という観点から考察した。それでは、家族関係を構成するもう一方の軸である家庭内における夫と妻の関係、あるいは広く男女の関係はどう変化したであろうか。古い農民家政と比べて、近代（市民）家族における妻や女性の地位は高まったのか、それとも低下したのか。そもそも古い農民家政における妻や女性の地位はいかなるものであったのか。アリエスでは後景に退いているこのような視点を前面に打ち出して、家族史研究に新しい境地を開いてきた一人が、次にみるM・セガレーヌである。

セガレーヌの『農村社会の夫と妻』⁽²⁶⁾（一九八〇）は、フランス農村社会における夫婦関係に関して、両者の間の相互補完性を描くことによって、これまで家父長的支配という言葉でしばしば特徴づけられてきたような、農民家政の旧来のイメージに修正を求めた注目すべき著作である。このセガレーヌをはじめとして、最近のアンール学派（第三世代）の仕事に共通する一つの観点は、次の点にあるとされている。すなわち、農民たちの伝統的社会において、その核をなす家族の中で夫は家父長としての強い権威を行使し、いわば静かな敵対関係のなかで夫と妻は共棲していたとする、しばしばとられてきたステロタイプの否定がそれである⁽²⁷⁾。

セガレーヌの著作は、彼女自身の言葉を引くと、以下のような仮説を検証しようとしたものである。「農村社

会の夫と妻の関係は、夫が妻にあるいは妻が夫に絶対的な權威で望むのではなくて、二人が相互補完し合うことで成り立っているという仮説が本書では中心に据えられている。／夫婦のこのような関係は、農村特有の社交形態にあらわれており、そこでは夫婦は夫婦である前に、まずそれぞれの集団、男の集団と女の集団に属して、しかもこの集団がこの社会における最も基本的な人間関係の骨組みになっているのである⁽²⁸⁾。

このようにセガレーヌの主張の中心にあるのは、第一に、伝統的社会における農家の活動は、男女の労働の相互補完性を基礎としているということ、そして第二に、そこでは家はいわば個人と村落共同体の仲立ちであつて、夫婦という二人で構成された閉じた単位ではないというテーゼである。まず、彼女によれば、伝統社会においては、農業経営と一体化した家庭において妻（や女）は必要不可欠の存在であつた。当時にあつては、妻を失つた男の再婚がめずらしくないという事実にも、その証拠をみることが出来る。その際、妻や女が必要とされたのは、幼い子にとつて母親の世話が不可欠であるからという意味においてはではない。妻や女が不可欠とされたのは、それよりもむしろ男には禁じられている家庭内の仕事や、野良仕事のためであつた。

すなわち伝統社会では、水を汲み、火をおこし、男たちと家畜のための食事をつくり、布を織り、衣類を管理し、家を掃除するというような仕事は男には禁じられており、本質的に女の仕事とされていた。あるいは暖炉の守り手として家族のために祭礼行為を行うというような、女が中心となるべき活動があつた。どんな男にとつても、これらの仕事をしないで済ますには、家に女手が必要であつた。ただし女手が必要とはいつても、それは必ずしも妻であることを必要とせず、ときには息子と母親、父と娘、兄弟と姉妹、主人と女召使いといったような組み合わせの場合もあつた。肝要なのは、地方の文化や慣習にに応じて仕事の種類や権限の大きさに違いはあれ、男には禁じられた女の領分というのが存在したということである。夫と妻、男と女の間には、慣習

的に受け継がれてきた仕事の分担があり、それぞれに固有の労働と権威の領域が存在したのである。

たしかに伝統社会においても、男と比べて女の仕事は、家庭の内や周辺の仕事に比重があった。しかし、男は生産者で女は消費者という市民家族の図式をそこにあてはめて、そこにおける女の仕事を非生産的、付随的なものと見なしてはならない。女の仕事もまた、生産のサイクルのうちに不可欠なものとして組み込まれていたのである。例えば、女にとって家族全員の食事の用意と豚のエサの準備が事実上ひとつの行為であるとき、両者の区別を行うことに何の意味があろう。養禽場での、あるいは菜園での女の仕事は家事労働であろうか、とセガレーヌは問う。ブルジョア家族に由来する「家事労働」の概念をそこに持ち込んでも、およそ無意味なのである。伝統的農村社会における男女の關係は、それぞれ役割が決まっていると同時に、生産のサイクルにおいて相互補完的でもあるという二面性を持っていたのである。⁽²⁹⁾

男女が相互補完的な役割を持つていたということは、もちろん、家が農業経営の単位であったことを意味する。しかしそれと同時に——これが第二のテーゼであるが——そこにおける夫婦のそれぞれは、夫は夫たち同士で、妻は妻たち同士での横のつながりと連帯の場を持ち、それぞれの集団に属していた。そして家族がいればそれぞれのジェンダーの規範に従って行動しないようなことがあれば、違反者は共同体の手で直接制裁を受けることになった。妻を殴るという評判の悪い男は、あるいは妻にむざむざ殴られるような男も、「シャリヴァリ」や「アスアド」のような制裁の対象になった。⁽³⁰⁾

このようにセガレーヌによれば、伝統的な農村社会における家は、その内部で家長が専制的権力を行使する閉じた小宇宙などというものではなかった。もちろん、ここでは家長は男であるのが通例であり、また家父長支配の要素がまったくなかったというわけでもない。夫と妻、男と女がそれぞれのどのような役割と権限を持つ

かは、それぞれの地方の文化や慣習によって、すなわち生物学的・絶対的な性差ではなく、自然のリズムと結びついた象徴体系——イリイチのいう「ヴァナキュラーな価値」——によって、規定されていた。⁽³¹⁾そしてそのような地域的文化的多様性にもかかわらず、伝統的な農民政における男女の関係は、家父長支配という言葉がしばしば指してきたような、夫の専制的支配と妻の忍従というヒエラルキーの構図ではなく、両者の「相互補完性」のモデルを下敷きにして理解していく方が、はるかに適切であると彼女は主張するのである。

最後に、「労働者家族」の視点から近代家族の成立やそこにおける男女関係を説明しているエドワード・ショーターの説に触れておきたい。⁽³²⁾ショーターは、伝統的家族から近代家族への変化を「女性の解放」という側面から捉え、その一つの重要な要因として、女性の賃労働市場への進出をあげている。近代家族から現代家族へとうけつがれる女性の解放は、低階級の労働者家族から始まったというのがショーターのテーゼである。

ショーターは、そのテーゼを論証するために、一八世紀半ばから二〇世紀における人口増加率の放物曲線に着目する。ヨーロッパ各地の史料が示すところによると、ヨーロッパにおける出生率は嫡出子・非嫡出子とも一八世紀の半ばから上昇し始め、一九世紀の中葉に頂点に達し、その後は一転して下降にむかっている。彼は、このヨーロッパ全土にわたって確認される放物曲線の前半、すなわち一七世紀半ばから一八世紀半ばに至る出生率の増加現象を、女性の解放の側面である性的抑圧からの解放のあらわれとみる。出生率を押し上げた要因を細かく見ていくと、年長既婚女性の出生率は漸減傾向を示しむしろマイナスに作用しているのに対して、非嫡出生率は高い伸びを示し、同じく増加傾向を示している若年既婚女性の出生率の中でも婚前妊娠率は劇的な増加をみせているが、これらのことは、若年女性の性的自由が高まったことの反映であると解釈すべきだとされるのである。

それでは、放物曲線の後半、すなわち一九世紀の半ばを過ぎたあたりから今日に至る出産率の減少傾向については、どのように解釈すべきであろうか。ショーターの答えは明解である。すなわち、産児制限の知識と技術の普及がそれである。そして産児制限の知識は、上層階級から下層階級の家族へと広まったと彼は考える。

この産児制限の普及過程に関する彼の見解は、バンクス夫妻が『ヴィクトリア時代のイギリスにおけるフェミニズムと家族計画』⁽³³⁾において論証しようとした見解とほぼ同じものと考えてよいであろう。ちなみにバンクス夫妻はその著作において、イギリスの中産階級に一八七〇年代から広がる産児制限と、同じく七〇年代に始まるフェミニズムの運動との直接的な関連を否定した上で、前者をむしろ当時の中産階級の経済状況から説明している。すなわち、五〇年代から七〇年代始めに至る未曾有の経済的繁栄の結果、中産階級の生活水準が上昇し、その家計規模は召使い・家事奉公人の雇用等により著しく増大することになったが、一八七三年の大不況に直面して以後、その階級の人々はその上昇した生活水準や体面を維持するために、子供の数を制限するようになったというのである。ショーターのテーゼの特徴は、このような出産率の放物曲線における前半と後半の相反する動きを統一的に説明しようとする点にある。

「ふたつの強力かつ長期持続的な力が出産率の放物線を支配していた。すなわち、女性の人格的自律と独立の意識の成長と、避妊と妊娠中絶の技術の普及とである。前者の変化は一般大衆的社会階層における『抑圧から女性解放 female emancipation』を代表した。というのは、それには、女性たちが親や夫の権威からしだいに独立し、自分自身の情緒を自分で支配し、結局は、自分自身の出産率を自分で制御する主体として自分自身をみるようになっていく気風をともなったからである。この人格的自律の意識は、たぶん、経済における構造変化によってひき起こされたであろう。変化をもたらした第二の大きな力は避妊技術の採用であった。人格的

自律という精神状態と同様、それも最初は社会制度に起こった構造変化の結果として生じた。すなわち、その変化は、人びとが新たな生活諸条件に自分たちの個人的状況を適応させざるをえないようにしたのである。だが、後には、産児制限は、マス・メディアや都市の日常的な社会生活の通信網を通して、それじたいの慣性力によって、ヨーロッパ大陸の何百もの無名の女性に広まっていったのである。／おかしなことに、これらの大きな運動は、まったく異なった連中の中で、すなわち、年齢的にも身分的にも正反対の両極ではじまったのである。人格的自律の意識は若い下層の女性の間が始まって、年長の富裕な集団へと広まっていったのである。他方、産児制限の運動は一八世紀に、中産階級の中年女性の間ではじまり、時がたつにつれてしだいに下層の若い女性へと普及したにすぎないのである⁽³⁴⁾。

要するに、ショーターのテーゼは、「女性解放と産児制限とは別々の運動として出発し、年齢・地位の尺度における対立する両端の別々の対象を引き入れた。そして一九世紀の家族生活と人口動態変化の歴史は、両運動の接近集中の歴史として書くことができるであろう」というものである。このテーゼにそって、彼は過去二世紀の出産率の放物曲線を、「産児制限のなかった時代の女性解放は出産率の飛躍の上昇をもたらし、産児制限の存在する時代の女性解放は出産率の低下をもたらした⁽³⁵⁾」ということを意味するものと解釈するわけである。

このショーターの見解のうち、われわれにとつて注目すべきは、「人格的自律の意識は下層の女性の間にはじまって、年長の富裕な集団へと広まっていった」という見方である。前述のように、彼は、女性の解放が低階層の若い女性から始まった理由を、この階層の子女がいち早く労働力市場に巻き込まれたことのうちに見出している。「市場の経済への民衆の巻き込みは、若いもの、貧しいものからはじまって、より年をとつたもの、より裕福なもので終わった。資本主義が伝統的経済の絆から最初に引き離すことができたのは、もつとも周辺の

地位にいた人びとであった」。そして「未婚の女性にとって、資本主義は個人の自由を意味し、さらに個人の自由は性的自由を意味していた。若い女性は、自分の性的・情緒的独立に反対する親の制裁に対抗することができた。近代的産業部門が、職を約束し、経済的自己充足を約束し、もし必要なら、家から他の町への転居をも請け合ったからである。そのような独立は、しばしば、情夫を、そしてすぐ、産児制限のないところでは、非嫡出出産をもたらしたのである」⁽³⁶⁾。

このように、ショーターは女性の解放が農村および都市の労働者家族から始まったと考える。近代の労働者家族においては、市場経済がもたらす自律の心性と家計への計量できる貢献とによって、家庭内における妻や娘の地位は、古い世代の家族や他の階層の家族よりも高まった。こうして、とくにその娘たちは、伝統的な性抑圧的規範に反抗し、若い労働者たちの新たな下位文化を作り出すことになった。彼女たちは、伝統経済の周辺部にいただけに、新しい市場経済に巻き込まれるのが早くなり、結果的に解放の先駆けとなったというわけである。

注

- (21) Philippe Ariès, *L'enfant et la vie familiale sous l'ancien Régime*, 1960, 1970. 杉山光信・恵美子訳『子供の誕生——ア
ンシャン・レージュム期の子供と家族生活』みすず書房、一九八〇年。
- (22) フランスにおける家族形態の多様性については、研究の現状を概観したものととして、福井憲彦「家族の多様性——フラン
ス家族史研究から——」〔『現代思想』一九八五年六月号〈特集Ⅱ家族のメタファー〉、青土社、所収〕を参照。ル・ブレイの

- 家族論の政治的含意については、稲本洋之助「フランス近代の家族と法」(家族史研究編集委員会編『家族史研究5・特集II ヨーロッパ近代の家族』大月書店、一九八二年、所収)を参照。
- (23) 前掲邦訳、二頁。
- (24) 邦訳、一頁。
- (25) 邦訳、三七九—八〇頁。
- (26) Martine Segalen, *Mari et femme dans la société paysanne*, 1980. 片岡幸彦監訳『妻と夫の社会史』新評論、一九八三年。
- (27) 福井憲彦「イリイチと『アナル』第三世代の仕事をめぐる」(山本哲士編『経済セックスとジェンダー』新評論、一九八三年、所収)を参照。
- (28) 邦訳、二—一頁。
- (29) 以上の点については、マルチヌ・セガレーヌ「農村の女」(ジャン・ポール・アロン編『路地裏の女性史——一九世紀フランス女性の栄光と悲惨——』新評論、一九八四年、所収)、同「女性の役割・地位・イメージ——女性の存在情況研究のための若干の考察」(榎山紘一・山本哲士編『性・労働・婚姻の噴流』新評論、一九八四年、所収)をも合わせて参照された。
- (30) シヤリヴァリについては、ヘアナル論文選〈第一巻『魔女とシヤリヴァリ』(新評論、一九八三年)所収の諸論文を参照。
- (31) I・イリイチ「バナキュラー・ジェンダー」(『経済セックスとジェンダー』前掲、所収)を参照。
- (32) Edward Shorter, *Female Emancipation, Birth Control, and Fertility in European History*, in: *American Historical Review*, Volume 78, Nr. 3, 1973. 松野安男訳「女性解放と産児制限の社会史」(叢書・産育と教育の社会史③『生活の時間・空間 学校の時間・空間』新評論、一九八四年、所収)。
- (33) J. A. and Olive Banks, *Feminism and Family Planning in Victorian England*, 1964. 河村貞枝訳『ヴィクトリア時代の女性たち——フェミニズムと家族計画——』創文社、一九八〇年、を参照。

- (34) 前掲邦訳、八〇—一頁。
- (35) 邦訳、一一〇頁、八三頁。
- (36) 邦訳、九六頁、九八頁。